

救急出動件数 48 件 火災出動件数 0件

(2月末日現在)



総合福祉センター 窓口7番

高額医療・高額介護合算制度のお知らせ

医療保険や介護保険では、それぞれ1か月ご との自己負担限度額を超えた部分を高額療養費 や高額介護サービス費として支給しています が、さらに自己負担額を軽減するため、世帯内 で医療と介護の両方を負担した場合に、1年間 の自己負担額(高額療養費や高額介護サービス 費を差し引いた自己負担額)の合計額がこの制 度の基準を超える場合、超えた分が申請により 支給されます。

計算する期間は、平成29年8月1日から平 成30年7月31日までの12か月間となり、世 帯全員が住民税非課税の場合は、基準額が低額 に設定されます。

町の国民健康保険または後期高齢者医療制度 に加入されている方には、町から申請を勧奨す るための通知をします。なお、計算期間中に世 帯や医療保険に異動があった方には、通知がな い場合がありますのでお問い合わせください。

○問合せ 福祉保健課医療給付係・介護保険係

重度障がいのある方に日常生活用具を給付

重度障がいのある方に対し、特殊寝台や入浴 補助用具などの日常生活用具を給付しています。 原則として、各用具に定められた基準額の1 割を利用者が負担することになります。ただ し、所得に応じて一定の負担上限が設定されま す。

○ 問合せ 福祉保健課社会福祉係

補装具費の一部を支給

身体障害者手帳をお持ちの方が義肢、装具、 補聴器、車椅子、つえなどの補装具を購入また は修理する場合に、対象となるその費用の一部 を支給しています。

原則として、費用の1割を利用者が負担する

くらしの

こととなりますが、所得に応じて一定の負担上 限が設定されます。

○問合せ 福祉保健課社会福祉係

障害福祉サービス利用を

障害者総合支援法により、障がいを持った方 が、自立した日常生活を営むことができるよ う、必要な支援を行う「障害福祉サービス」を 実施しています。

この制度は、障がいの種類(身体障がい・知 的障がい・精神障がい) や年齢に関係なく共通 のサービスを受けられます。

○サービス内容

身の同りや诵院介助などの居宅介護支援・就 労継続支援など

○利用者負担

原則1割の定率負担。ただし、所得に応じて 上限額が決められます。また、施設サービス 利用者は食費や光熱水費が利用者負担になり ます。

○申 請

利用する場合は、障害支援区分の認定や支給 決定を受けるため、あらかじめ町に申請を 行ってください。

○問合せ 福祉保健課社会福祉係

更生医療・育成医療の給付

更生医療・育成医療とは、障がいを軽くした り、回復させたりする手術を行うなど、指定医 療機関でのみ受けられる特別な医療をいい、そ の際の保険診療による自己負担分の医療費を公 費で補助します。

ただし、世帯の課税状況に応じて、費用の一 部を負担していただきます。更生医療は、身体 障害者手帳をお持ちの18歳以上の方が対象と なり、育成医療は、身体に障がいがあるか将来 障がいを残すと認められる18歳未満の児童が 対象となります。

○問合せ 福祉保健課社会福祉係

伝言板



25 47-2203 税の関係会 47-2193

役場1階 窓口1番

確定申告書の内容 もう一度確認を

確定申告書を提出したあとで、計算誤りや申 告漏れなど申告内容に誤りがあったり、確定申 告書の提出を忘れている方はいませんか。

税額を多く申告していたことに気付いたとき は「更生の請求」をして、正しい税額への訂正 を求めることができます。

税額を少なく申告したことに気付いたときは 「修正申告」をして、正しい税額に修正してく ださい。

申告を忘れていたときは、速やかに確定申告 をしてください。

○問合せ 北見税務署個人課税第1部門 **(23**-7151)

土地・家屋価格等帳簿の縦覧

固定資産税は、毎年1月1日現在で固定資産 課税台帳に登録されている内容に基づいて課税 します。

人の動き → 4.994 人 (-3)

男 2,382 人(-5) / 女 2,612 人(+2) 世帯数 2,104 世帯(+7)

2月末日現在の住民基本台帳 カッコ内は前月対比

平成31年1月1日現在の課税台帳に登録さ れた土地・家屋の価格などを帳簿により、次の 日程で縦覧しますので、ご確認ください。

○縦覧対象者

本町に固定資産を有する納税者 (代理人でも 可能ですが、代理人であることを証明するも のが必要です)

○**縦覧期間** 4月1日(月)~5月31日(金) (土・日曜・祝日は除きます) 8 時 45 分~ 17 時 30 分

○縦覧場所 町民課窓口

夜間納税相談および収納窓口開設のお知らせ

日中、仕事などの都合により、納税相談や納 付に出向くことが難しい方に、次のとおり夜間 納税相談および収納窓口を開設します。

収納窓口では税のほか、使用料など(町に関 係するものに限ります) も納付することができ ます。

○と き 4月10日休・5月8日休 17 時 30 分~ 20 時

○ところ 町民課窓口

平成 31 年度自衛官募集

自衛隊帯広地方協力本部北見地域事務所(☎23-6826)

募	集	Ŧ	重	目				資			格	ζ			受	付	ļ	钥	間	試	験	期	日	(1	次)
	部候		_	般	22 歳以上 26 歳未満(20 歳以上 22 歳未満は大卒(見込含)、修士 課程修了者など(見込含)は 28 歳未満							全	~ 5	5 E	i 1	1 日伊	(水)		!	, -	11 12 (帯広](日)	飛	記試験 行要員 釧路)		
(-)	一次訂		歯薬剤	科訓師	専門の大卒(見込含)20歳以上 30歳未満(薬剤師は20歳以上28 歳未満)									0),		н	1 (19			5	5月]	l1 E	(土)	(帯広)		
_(般間	曹 候欠 試	補験	生)	1	8	歳	以	上	3	3	歳	未	満	~ ;	5 月	15	5 日	(水)			(帯広			5 日(土 釧路)
自(衛軍男		· 補 女	生)	1	8	歳	以	上	3	3	歳	未	満	~	6 月	7	日	(金)		6 ,	• -	日田		幌・ 広)	釧路)



人のうごき